

東社協・福祉施設経営相談室のご利用案内

東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいずれも無料です（東京都の補助事業）。事前相談もお待ちしています。

法律専門相談

利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇、その他法人経営・施設運営に係る事案に、弁護士がご相談に応じます。相談日時をご予約いただく必要がありますので、専任経営相談員までお電話ください。来所相談は、3日以内に随時相談日を設定します。

（法律専門相談員：弁護士 小嶋豊郎）

会計専門相談

会計基準（会計基準・指導指針・就労支援会計処理基準）会計関連通知に係る会計処理方法など、公認会計士がご相談に応じます。専任経営相談員宛できるだけEメール又はお電話・FAXしてください。おおむね2日以内に回答いたします。

（会計専門相談員：公認会計士 宮内 忍）

労務専門相談

就業規則、人事・労務管理全般について、社会保険労務士がご相談に応じます。専任経営相談員宛できるだけEメール又はお電話・FAXしてください。来所相談は、4日以内に随時相談日を設定します。

（労務専門相談員：社会保険労務士・東京都社会保険労務士会副会長 小澤 勇）

一般相談

この他、法人経営、施設運営全般及び社会福祉法人設立、新規事業創設に関するご相談に専任経営相談員がお受けします。月曜日～金曜日の午前9時～午後5時宛できるだけEメール、電話、来所、FAXでのご相談にお応えします。

（専任経営相談員：東社協福祉部 主幹 長谷川保夫）

（下記は発行物。東社協H・Pに掲載） 福祉施設経営相談室だより 67（H20.4.9）

福祉施設経営相談室だより	57	平成19年4月13日	障害者自立支援法移行に伴う新勘定科目
福祉施設経営相談室だより	58	平成19年5月22日	社会福祉法人審査基準等を改正
福祉施設経営相談室だより	60	平成19年7月18日	介護報酬改訂に伴う勘定科目
福祉施設経営相談室だより	61	平成19年8月1日	特養で労働基準法等違反と指摘される
福祉施設経営相談室だより	65	平成20年3月11日	就労移行支援、就労継続支援も自動車税減免対象になりました

* 相談室だよりは「東社協」「事業案内」経営相談事業に掲載されています。

平成19年度は1,316件のご相談がありました。

*以下に、平成19年度の実際の相談事例をもとにフィクションしたものを掲載します。

法律専門相談 (7件、再来2件)

法人の自動車が追突され、その弾みで民家に激突し、民家が被災した。加害者は自賠責のみに加入で、任意保険は非加入のため、賠償ができない。法人が賠償請求を受けた。

装着許可した利用者の貴金属が紛失し、家族から30万円の賠償請求がきた。どう対処したらよいか。

会計専門相談 (46件)

法人決済用のクレジットカードの作成はOKか

積立預金の上位区分として特定資産の勘定科目を設けるべきと監事より提言があった

寄附された預貯金と株券を換金すると課税されるのか

労務専門相談 (20件)

地域包括支援センターがケアマネに介護予防プラン作成依頼する契約は請負か雇用か

労基署から、終業時刻と打刻時間との30分以上の差異は一律に超過勤務手当を支給せよとの指導がある。私的な居残りもあり、どのように対応したらよいか？

一般相談 (1,243件。内、来所相談140件、通信相談1,103件)

前期末支払資金残高を使用する科目がない。前期末支払資金残高は当初予算上は0か

積立金を計上するタイミングはいつか。積立する場合は予算化が必要なのか

プロポーザルしたいが新規建設保育園に投入できる既保育園での上限を知りたい

社会福祉法人において、法律上公告しなければならない場合とは何か

監事は理事会に出席する義務はあるのか

社福だが新たにG・Hを建てたい。土地は理事長からの賃借、敷金は理事から借金していいか

母子生活支援施設は措置費弾力運用通知の対象なのに評議員会必置となるのは理解できない

生活介護、就労継続支援は社会福祉法人立ち上げの際は施設該当か事業該当か

改正パート労働法に対応した就業規則とは何か

1回の遅刻で半日分の給与控除ができるか

再雇用職員の給与相場を知りたい。勤務シフトの実際を知りたい

(相談内容別：会計相談48%、経営一般20%、職員処遇18%、社会福祉法人設立・事業創設11%)

東京都社会福祉協議会 福祉部 福祉施設経営相談室

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 (飯田橋駅西口 セントラルプラザ5階)

TEL 03-3268-7170 FAX 03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp